

旧規定				新規定			
「年金サポートサービス」利用規定 2020年4月1日				「年金サポートサービス」利用規定 2022年5月1日			
<p>1. サービス内容</p> <p>(1) お客さまが、法令上、年金(※)のお受け取りを開始できる年齢(以下「お受け取り開始年齢」)前に、年金請求手続きのご案内をいたします。(実際に年金をお受け取りになる際には、お客さまご自身でお手続きが必要です。)</p> <p>(※) 年金は、公的年金である国民年金・厚生年金・共済年金、および厚生年金基金等から支払われる企業年金等が対象となります。</p> <p>(2) その他、各種特典を受けることができます。</p>				<p>1. サービス内容</p> <p>お客さまが、法令上、年金(※)のお受け取りを開始できる年齢(以下「お受け取り開始年齢」)の6か月前に、年金のお受け取り時に提出する「年金請求書」の添付書類等についてご案内いたします。(但し、お申し込み日からお受け取り開始年齢までの期間が6か月未満の場合はご案内いたしません。)(実際に年金をお受け取りになる際には、お客さまご自身でお手続きが必要です。)</p> <p>(※) 年金は、公的年金である国民年金・厚生年金・共済年金、および厚生年金基金等から支払われる企業年金等が対象となります。</p>			
<p>2. お申込対象者</p> <p>お申込み日の時点で55歳以上～65歳誕生日の前日までのお客さまで、北陸銀行に普通預金口座(総合口座を含む)をお持ちのお客さま。 公的年金のお受け取り開始年齢は、加入された年金の種類・性別・生年月日によって次の通りとなります。</p>				<p>2. お申込対象者</p> <p>お申込み日の時点で55歳以上～65歳誕生日の前日までのお客さまで、北陸銀行に普通預金口座(総合口座を含む)をお持ちのお客さま。 公的年金のお受け取り開始年齢は、加入された年金の種類・性別・生年月日によって次の通りとなります。</p>			
お受け取りの (加入した) 年金の種類	性別	生年月日	お受け取り 開始年齢	お受け取りの (加入した) 年金の種類	性別	生年月日	お受け取り 開始年齢
厚生年金 (※1)	男性	1957年(昭和32年)4月2日 ～1959年(昭和34年)4月1日	63歳の誕生月	厚生年金 (※1)	男性	1959年(昭和34年)4月2日 ～1961年(昭和36年)4月1日	64歳の誕生月
		1959年(昭和34年)4月2日 ～1961年(昭和36年)4月1日	64歳の誕生月			1961年(昭和36年)4月2日以降	65歳の誕生月
	女性	1958年(昭和33年)4月2日 ～1960年(昭和35年)4月1日	61歳の誕生月	女性	1960年(昭和35年)4月2日 ～1962年(昭和37年)4月1日	62歳の誕生月	
		1960年(昭和35年)4月2日 ～1962年(昭和37年)4月1日	62歳の誕生月		1962年(昭和37年)4月2日 ～1964年(昭和39年)4月1日	63歳の誕生月	
		1962年(昭和37年)4月2日	63歳の誕生月		1964年(昭和39年)4月2日	64歳の誕生月	

		~1964年(昭和39年)4月1日	生月			~1966年(昭和41年)4月1日	生月
		1964年(昭和39年)4月2日	64歳の誕生月			1966年(昭和41年)4月2日以降	65歳の誕生月
		~1966年(昭和41年)4月1日	生月				
		1966年(昭和41年)4月2日以降	65歳の誕生月	共済年金 (※1)	男性 女性	1959年(昭和34年)4月2日 ~1961年(昭和36年)4月1日	64歳の誕生月
共済年金 (※1)	男性 女性	1957年(昭和32年)4月2日 ~1959年(昭和34年)4月1日	63歳の誕生月			1961年(昭和36年)4月2日以降	65歳の誕生月
		1959年(昭和34年)4月2日 ~1961年(昭和36年)4月1日	64歳の誕生月	国民年金	男性 女性	すべての方	65歳の誕生月
		1961年(昭和36年)4月2日以降	65歳の誕生月				
国民年金	男性 女性	すべての方	65歳の誕生月				

(※1) 厚生年金及び共済年金のお受け取り開始年齢は、厚生年金・共済年金の加入期間を合わせて1年(12か月)未満の場合は、生年月日に関わらず65歳がお受け取り開始年齢になります。(但し、厚生年金加入が1年(12か月)以上となり、他の公的年金との合算期間が10年以上となった場合には、65歳未満であっても請求可能となります。)

複数の年金をお受け取りになる場合、先に到来する年金のお受け取り開始年齢を本サービスのお受け取り開始年齢とします。

<p>3. 特典</p> <p>(1) 年金請求手続きのご案内</p> <p>お受け取り開始年齢となる6か月前に、国民年金及び厚生年金のお受け取り時に提出する「年金請求書」の添付書類等についてご案内いたします。(但し、お申し込み日からお受け取り開始年齢までの期間が6か月未満の場合はご案内いたしません。)</p> <p>(2) 会員制サービス、ほくぎん「ほがらかクラブ」へのご入会</p> <p>全国のレジャー施設や日帰り湯等が会員優待価格でご利用いただける会</p>	<p>削除</p>
--	-----------

<p>員制サービス、ほくぎん「ほがらかクラブ」にご入会いただけます。</p> <p>(ほくぎん「ほがらかクラブ」は、北陸銀行の「年金サポートサービス」にご加入いただいているお客さま、もしくは北陸銀行で公的年金のお受け取りをいただいているお客さまが対象で、入会金・会費は無料です。)</p> <p>(3) 北陸銀行の「年金無料相談会」のご利用</p> <p>年金に詳しい社会保険労務士が、年金に関するさまざまな疑問・質問にお答えします。</p>	
<p>4. お申し込み方法</p> <p>お近くの北陸銀行窓口、メールオーダーサービス(郵便)、インターネットのいずれかでお申し込みいただけます</p>	<p>3. お申し込み方法</p> <p>お近くの北陸銀行窓口、メールオーダーサービス(郵便)、インターネットのいずれかでお申し込みいただけます。</p>
<p>5. サービスの変更・中止</p> <p>(1) 当行の都合により、事前に通知することなく、本サービスの内容を変更する場合がございます。</p> <p>(2) 金融情勢の変化等により、お客さまに予告することなく本サービスを中止する場合がございます。</p>	<p>4. サービスの変更・中止</p> <p>(1) 当行の都合により、事前に通知することなく、本サービスの内容を変更する場合がございます。</p> <p>(2) 金融情勢の変化等により、お客さまに予告することなく本サービスを中止する場合がございます。</p>
<p>6. サービスの終了・解約</p> <p>(1) お客さまが本サービスを解約する場合は、当行所定の方法(書面もしくはインターネット申し込み)により、解約の申し込みを行うこととします。</p> <p>(2) お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでもお客さまに事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。</p> <p>①相続の開始があったとき</p> <p>②住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき</p> <p>③支払の停止または破産、再生手続開始の申立があったとき</p> <p>④当行の規定に違反するなど、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由があるとき</p>	<p>5. サービスの終了・解約</p> <p>(1) お客さまが本サービスを解約する場合は、当行所定の方法(書面もしくはインターネット申し込み)により、解約の申し込みを行うこととします。</p> <p>(2) お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでもお客さまに事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。</p> <p>①相続の開始があったとき</p> <p>②住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき</p> <p>③支払の停止または破産、再生手続開始の申立があったとき</p> <p>④当行の規定に違反するなど、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由があるとき</p>

6. 当規定について

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。